

一般社団法人新潟県電子機械工業会定款細則

(総 則)

第1条 一般社団法人新潟県電子機械工業会は、当会定款第7条の規定に基づき、一般社団法人新潟県電子機械工業会細則を定める。

(会 費)

第2条 正会員及び賛助会員の会費は、別表のとおりとする。

- 2 会費は2回に分割して納入することとし、毎事業年度4月末日及び10月末日までに会費の半額をそれぞれ納入するものとする。ただし、4月末日までに一括して納入することを妨げない。
- 3 事業年度の途中に入会した会員の当該年度の会費は、入会時の月を含む残りの月数に別表2の金額の月割相当額を掛けた額とする。
- 4 前項の場合、会費の納入については、第2項に準ずるものとするが、初回は入会の月の末日までに納入するものとする。

(別表)会 費

種 別		金 額
正 会 員	従業員(パート含む) 300人以上	300,000円
	" 200人~299人	240,000円
	" 100人~199人	180,000円
	" 60人~99人	120,000円
	" 30人~59人	90,000円
	" 29人以下	60,000円
賛 助 会 員		一口20,000円

- (注) 1 従業員数は、新潟県内に所在する事業所の従業員数(事業所が2カ所以上ある場合は、その合計数)とし、入会時及び毎年1月1日現在の人員とする。
- 2 正会員のうち、定款第5条第1号に示す事業内容が主たる事業でない場合は、定款第5条1号の事業内容に従事する人員(ただし、管理部門については、比例配分)をもって上記種別の従業員数とする。
- 3 個人会員の会費については、正会員の従業員99人以下の入会金及び正会員の従業員29人以下の会費を適用する。

附 則

この定款細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成27年4月1日から施行する。